

社会福祉法人健愛会
役員等に対する報酬並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人健愛会の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用に関し必要なことを定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 1 役員とは、理事及び監事をいう。
- 2 役員等とは、理事・監事及び評議員をいう。
- 3 報酬並びに費用（以下、「報酬等」という）とは、社会福祉法人健愛会の定款第8条及び第21条に定める報酬その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益等であって、職務にともない発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費を含む）、手数料等その名称の如何を問わない。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、役員等に対して理事会又は評議員会への出席に係る対価として報酬等を支払うことができる。

- 2 監事には、監査に係る職務執行の対価として報酬等を支払うことができる。

(報酬等の支給額)

第4条 この法人の理事の報酬等の総額は、別表1「理事の報酬等年間総額」に定める金額以内とし、各理事に対する報酬等の額は、別表2「役員等の会議出席に係る報酬等」に定める金額とする。

- 2 この法人の監事の報酬等の総額は、別表3「監事の報酬等年間総額」に定める金額以内とし、各監事に対する報酬等の額は、別表2「役員等の会議出席に係る報酬等」及び別表4「監事の監査に係る報酬等」に定める金額とする。
- 3 この法人の評議員の報酬等の総額は、定款第8条に定める金額以内とし、各評議員に対する報酬等の額は、別表2「役員等の会議出席に係る報酬等」に定める金額とする。

(報酬等の支給日)

第5条 役員等の会議出席に係る報酬等は、理事会又は評議員会の開催日の属する月の翌月10日に支払うものとする。ただし、会議当日通貨によって支払うこともできる。

2 監事の監査に係る報酬は、毎事業年度の監査終了日の属する月の翌月10日に支払うものとする。ただし、監査当日通貨によって支払うこともできる。

(報酬等の支払方法)

第6条 報酬等は、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込む。ただし、本人が申し出た場合は、通貨を以って本人に支給する。

2 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額等を控除して支給する。

(費用)

第7条 この法人は、役員等がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって定款第8条及び第21条に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補足)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て別に定めるものとする。

附 則

(施行期日) この規程は平成29年6月の第一回定時評議員会の終結日より実施する。

別表 1

理事の報酬等年間総額	450,000円以内
------------	------------

社会福祉法人健愛会の理事の中に、職員としての給与を受けている者が一名含まれているため、当該理事の職員給与額を含めず、別表1に理事の報酬等年間総額を記載する。

別表 2

報酬等の支給基準	
役員等の会議出席に係る報酬等	理事会又は評議員会への出席の都度一人 20,000円以内 ※控除すべき金額を控除後の手取り額

別表 3

監事の報酬等年間総額	200,000円以内
------------	------------

別表 4

報酬等の支給基準	
監事の監査に係る報酬等	一会計年度につき一人 20,000円以内 ※控除すべき金額を控除後の手取り額